

重要事項説明書

(介護予防)

医療法人 健康会

訪問看護ステーション いしかわ

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 設立法人

法人名 医療法人 健康会
代表者名 理事長 石川 繁 一

2. 事業所の概要

事業者の種類	指定介護予防訪問看護事業
事業者の名称	訪問看護ステーション いしかわ
所在地	四国中央市上分町 716 番地 2
電話番号	0 8 9 6 - 5 8 - 7 3 7 7
F A X 番 号	0 8 9 6 - 5 6 - 2 2 2 1
管理者名	西岡 陽子
介護保険指定番号	3 8 6 1 3 9 1 4 6 8
事業実施地域	四国中央市
営業日	月曜日 ～ 土曜日(祝日も営業しています) (但し、日曜日・年末年始〈12/30～1/3〉を除く)
営業時間	(月～土) 8時30分 から 17時30分 まで
開設年月日	平成 25 年 4 月 1 日

3. 事業所の目的と運営の方針

目 的	「訪問看護ステーションいしかわ」が行う訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、係りつけの医師が訪問看護の必要性を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。
運営方針	ステーションの看護師は要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。 また、事業の実施に当たっては、市町、他の指定居宅サービス事業所との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 職 員 体 制（勤務時間：8 時 30 分～17 時 30 分）

管 理 者 （ 看 護 師 ） ※看護業務との兼務	常勤兼務	1 名
看護職員	常勤換算	2.5 名以上
理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士		1 名以上
事務員		1 名以上

5. サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は、利用者の居宅（自宅）において看護師等、その他省令で定める者が必要な診察の補助を行うサービスです。

例えば 病状・障害の観察
清拭・洗髪等による清潔の保持
食事および排泄等日常生活の世話
褥瘡の予防・処置
リハビリテーション
ターミナルケア
認知症患者の看護
療養生活や介護方法の指導
カテーテル等の管理
その他医師の指示による医療処置

- (2) 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文章による指示に従います。

- (3) 当事業所は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

6. 利 用 料

- (1) 訪問看護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、所定の割合の利用料をお支払いいただきます。

- (2) 提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料の全額をお支払いいただきます。

- ・ 利用者が要介護認定を受けていない場合、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただくことになります。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が、介護保険から払い戻されます（償還払い）。
また、ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。
- ・ 償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要になる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- (3) 当事業者は、利用者に対し、毎月15日前後に、サービスの提供日、当月の利用料金等の内訳を記載した請求書を送付致します。

- (4) 毎月の利用料は、翌月月末までに石川クリニック会計窓口にお支払いいただくか、引き落としがご利用できます。

- (5) 死後の処置料 10,000円は利用者側の実費となります。死後の処置とは死の判定直後に行われる遺体に対する清浄、傷口などの処置、衛生的処置、着替え、死化粧などを言います。

- (6) 連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額50万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務についてご負担いただく場合があります。連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び事業所は、連帯保証人の方に利用料等の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

【 利用料金の内訳 】

	要支援 1・2			
	支給限度額内 (一割負担)	支給限度額内 (二割負担)	支給限度額内 (三割負担)	支給限度額超 (全額負担)
予防訪看Ⅰ 1 (20分未満) 1回につき	303円	606円	909円	3,030円
予防訪看Ⅰ 2 (30分未満) 1回につき	451円	902円	1,353円	4,510円
予防訪看Ⅰ 3 1回につき (30分以上1時間未満)	794円	1,588円	2,382円	7,940円
予防訪看Ⅰ 4 1回につき (1時間以上1時間30分未満)	1,090円	2,180円	3,270円	10,900円
予防訪看Ⅰ 5 1回(20分)	284円	568円	852円	2,840円
予防訪看Ⅰ 5 2回(40分)	568円	1,136円	1,704円	5,680円
予防訪看Ⅰ 5・2超 3回※1 (60分)	426円	852円	1,278円	4,260円
予防緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 1回/月※8	600円	1,200円	1,800円	6,000円
予防緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 1回/月	574円	1,148円	1,722円	5,740円
予防特別管理加算(Ⅰ) ※2 1回/月	500円	1,000円	1,500円	5,000円
予防特別管理加算(Ⅱ) ※3 1回/月	250円	500円	750円	2,500円
予防退院時共同指導加算	600円	1,200円	1,800円	6,000円
予防初回加算(Ⅰ) ※5	350円	700円	1,050円	3,500円
予防初回加算(Ⅱ)	300円	600円	900円	3,000円
予防看護・介護職員連携強化 加算	250円	500円	750円	2,500円
口腔連携強化加算 1回/月※6	50円	100円	150円	500円
専門管理加算 1回/月※7	250円	500円	750円	2,500円
予防看護体制強化加算 ※4 1回/月	100円	200円	300円	1,000円
予防サービス提供体制強化加 算 1 (1回につき)	6円	12円	18円	60円

- ・ 利用料金は、法改正により改訂することがあります。

- ・自己負担額は、利用料金の1割、2割もしくは3割となります。
- ・ケアプランに位置づけられた計画的訪問看護が夜間・早朝（18時～22時 6時～8時）は、1回につき所定単位の100分の25に相当する単位数を加算します。深夜（22時～6時）は1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を加算します。

※1 理学療法士等による訪問看護について

- 1) 1日に2回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数の50%の算定
- 2) 1週間に6回を限度に算定します。
- 3) 利用開始から12月超の利用者に訪問看護を行った場合、1回5単位を減算します。

- ・理学療法士等による訪問看護の評価の見直し

イ、当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること減算します。

ロ、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないと減算します。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問		ロ、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
イ、訪問回数	看護職員≧リハ職	12月を超えて行う場合は5単位減算	※8単位減算
	看護職員≦リハ職	※8単位減算	※8単位減算

※12月を超えて行う場合：厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合の8単位減算を算定している場合については、1回につき15単位を更に減算します。

※2 特別管理加算（Ⅰ）

- 在宅麻薬等注射指導管理
- 在宅腫瘍化学療法注射指導管理
- 在宅強心剤持続投与指導管理
- 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態

※3 特別管理加算（Ⅱ）

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理
- ・在宅血液透析指導管理
- ・在宅酸素療法指導管理
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- ・在宅自己導尿指導管理
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ・在宅自己疼痛管理指導管理

- ・在宅肺高血圧症疾患指導管理 を受けている状態
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を超える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

注 ※2 ※3 緊急時訪問看護加算 をとる場合は、支給限度額、管理対象外

※4 看護体制強化加算

在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応を強化する観点から、緊急訪問看護加算、特定管理加算やターミナルケア加算のいずれについても一定割合以上の実績等がある事業所について評価します。

※5 初回加算（Ⅰ）

看護師が退院・退所当日に初回訪問することを評価します。

※6 口腔連携強化加算

口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に加算します。

※7 専門管理加算

- イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合に算定します。
- ロ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に算定します。

※8 予防緊急時訪問看護加算（Ⅰ）

- ①利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあります。
- ②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。次に掲げる項目のうち、次のア又はイを含むいずれか2項目以上を満たす必要があります。
 - ア. 夜間対応した翌日の勤務体制の確保
 - イ. 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続（2回）まで
 - ウ. 夜間対応後の暦日の休日確保
 - エ. 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫
 - オ. ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減
 - カ. 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保

- ・ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合は（Ⅰ）、看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行った場合は（Ⅱ）、下記の単位数を所定単位数に加算します。

- ・ 複数名訪問加算（Ⅰ）

- イ 所要時間 30 分未満の場合 254 単位（254 円）

- ロ 所要時間 30 分以上の場合 402 単位（402 円）

- ・ 複数名訪問加算（Ⅱ）

- イ 所要時間 30 分未満の場合 201 単位（201 円）

- ロ 所要時間 30 分以上の場合 317 単位（317 円）

- ・ 遠隔死亡診断補助加算 150 単位/回

情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号 C001 の注 8 に規定する死亡診断加算を算定する利用者について、主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に加算します。

- ・ 同一建物等居住者の介護予防の減算等の見直し

① 事業所と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物等（同一敷地内建物等）に居住する利用者の訪問看護費は、1 人でも所定単位数の 90/100

② 同一敷地内建物等で 1 月当たり 50 人以上に訪問看護を行う場合は所定単位数の 85/100

③ 上記以外に所在する同一建物に 1 月当たり 20 人以上に訪問看護を行う場合は 90/100

- ・ 業務継続計画未実施減算（その他のサービス）

（1）感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定します。

（2）業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

未実施の場合：所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算します。

- ・ 上記の利用料金には、法改正により改訂することがあります。

- ・ 但し、付加的サービスや通常の事業実施地域を越えて行う場合は、下記の交通費は利用者の負担になります。

（1）事業実施地域以外 1 回につき 690 円

7. 緊急時における対応

（1）訪問看護サービスを提供中に、利用者の病状が急変、その他の緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急手当を行うと共に速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

（2）別途契約にて利用者・家族などより看護に対する意見を求められた場合に 24 時間常時連絡ができ、相談および訪問看護サービスが提供できる体制をとります。

（3）看護師以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルが整備されています。

（4）緊急の訪問看護の必要性の判断を看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されています。

（5）管理者は、連絡相談を担当する看護師以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにします。

- (6) 看護師等以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、看護師へ報告します。
報告を受けた看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書に記録します。
- (7) (3) から (6) について、利用者及び家族等に説明し、同意を得ます。
- (8) 連絡相談を担当する看護師等以外の職員に関して都道府県知事に届出ます。

8、高齢者虐待防止の推進

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算
虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は
所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算します。

9．感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みとして、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を行うものとします。

1 0．業務継続計画に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画（BCP）等の策定、研修の実施、訓練の実施を行うものとします。

1 1．ハラスメント対策の強化

適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、必要な措置を講じるものとします。

1 2．身体的拘束等の適正化の推進

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 3．相談窓口、苦情対応

(1) 苦情受付

受付は随時行っております。面談、書面、電話等でお申し出ください。
尚、第三者委員に直接苦情を申し出る事もできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

基本的に窓口担当者が受け付けた苦情は第三者委員に報告します。ご希望であれば、

第三者委員への報告はいたしません。

(3) 苦情解決のための話し合い

窓口担当者は、利用者と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

苦情を申し出られた方はその際、第三者委員の助言や立会いを求める事ができます。

第三者委員に立ち会ってもらう場合

- (1) 第三者委員による苦情内容の確認
- (2) 第三者委員による解決案の調整、助言
- (3) 話し合いの結果や改善事項等の確認

が行われます。

窓口担当者	管理者：西岡 陽子 看護主任：北條 早苗
受付時間	月曜日～土曜日 8時30分 から 17時30分 まで (但し、日曜日・年末年始〈12/30～1/3〉を除く)
利用方法	電話 0896-58-7377 面接・電話相談
第三者委員	・高橋 功 (元四国中央市民生児童委員) 58-3001 ・山崎 八重子 (元四国中央市民生児童委員) 56-3304
行政機関	四国中央市役所 (四国中央市役所) 包括支援センター 高齢介護課内 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 電話0896-28-6147 (受付8:30～17:00 月～金) 愛媛県国民健康保険団体連合会 松山市高岡町101-1 電話089-968-8700 (受付8:30～17:00 月～金) 愛媛県社会福祉協議会 (運営適正化委員会) 松山市持田町3丁目8番153 電話089-998-3477 (受付8:30～17:00 月～金)

(4) 第三者評価の実施状況

アンケート調査、意見等を把握する取組		あり	
福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
その他機関による第三者評価の実施	特定非営利活動法人 JMACS 2014年9月24日	結果の公表	あり

※「介護サービス情報の公表システム」にて、公表しています。

1 4. 事故発生時の対応

(1) 事故発生時

①利用者への対応

- ・利用者が事故により、身体に障害を発生している場合、治療・生命維持のための可能な限りの応急処置をとります。

②利用者の家族への連絡

- ・説明は責任者が行い、速やかに事実を伝えます。

③事故状況の把握

- ・事故の正確な把握をし、概要をできるだけ迅速に、事故報告に記載します。
- ・報告書は簡潔かつ要点をまとめて記載し報告します。

④関係各機関への届け出報告

- ・事故の程度・状況に応じて関係機関へ報告します。

(2) 解決へ向けて 利用者家族への対応

- ・事業所として事故原因等を調査し明確にしたうえで、適切な対応を図ります。

1 5. その他

- ・介護報酬改定時と職員体制変更時等は、別紙にて同意を頂くことになります。

ご了承ください。

- ・当事業所は、各関係機関から実習を受け入れております。実習生を同行させて頂く場合がありますがご了承ください。

1 6. 文書料

請求書・領収書の再発行は、1 枚 50 円（消費税別途）頂きます。

附 則

- ① この重要事項は、2013 年 4 月 1 日より施行する。
- ② この重要事項の一部を 2018 年 4 月 1 日に改正し、同日より施行する。
- ③ この重要事項の一部を 2018 年 8 月 1 日に改正し、同日より施行する。
- ④ この重要事項の一部を 2019 年 10 月 1 日に改正し、同日より施行する。
- ⑤ この重要事項の一部を 2020 年 4 月 1 日に改正し、同日より施行する。
- ⑥ この重要事項の一部を 2021 年 4 月 1 日に改正し、同日より施行する。
- ⑦ この重要事項の一部を 2024 年 4 月 1 日に改正し、同日より施行する。
- ⑧ この重要事項の一部を 2024 年 6 月 1 日に改正し、同日より施行する。

年 月 日

訪問看護サービスの提供開始に際し、本書に基づき、重要事項の説明を行いました。

訪問看護ステーション いしかわ
説明者 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

<利用者> 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

<家族代表者> 氏 名 _____ (続柄: _____) 印

<連帯保証人> 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

本人との続柄 _____

個人情報提供に関する同意書

訪問看護ステーションいしかわ

契約書（秘密保持）

第 10 条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

当事業所は契約書第 10 条を遵守し、利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報が第三者に漏れることのないよう必要な措置を講じます。

但し、以下のような場合、円滑なサービス提供が行なえるよう、あらかじめ本書にて同意を頂き、第三者へ利用者及びその家族に関する個人情報を提供する場合があります。

【利用者への介護の提供に必要な利用目的】

- ・ サービスを提供する他の居宅サービス事業所や担当のケアマネジャー、主治医との連携（サービス担当者会議（照会）の実施）
- ・ 石川ヘルスケアグループ（医療法人健康会、社会医療法人石川記念会、社会福祉法人愛美会）での、医療、介護のサービス提供、連携に必要な情報共有。
- ・ I C T機器を用いた情報活用。（必要に応じ説明を行います）
- ・ 当事業所が作成する広報物、掲示物、ホームページ等への動画、写真の掲載。
- ・ 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務（審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答）
- ・ ※ 個人情報を扱う端末（パソコン・タブレット・スマートフォン等）には必要なセキュリティ対策を行います。

上記個人情報提供に関する説明を受け、必要時の個人情報の提供に同意致します。

なお、当事業所が作成する広報物、掲示物、ホームページ等への動画、写真の掲載については任意です。

任意項目に関する個人情報の利用に関して、 ☐ 同意致します ☐ 同意致しません

※どちらかを○で囲んでください。

年 月 日

<利用者> 氏 名 ☐

<家族代表者> 氏 名 (続柄:) ☐

※ 身体的な事情等により代筆を行なった場合には、代筆者の署名をお願い致します。

<代筆者> 氏 名 ☐

利用者との続柄 : _____